

やなぎ総合法務事務所



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所

通信10月号

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「年金受給を家族信託で
任せることができるのか？」



日ごとに秋色が深まっておりますが、夏の疲れなどはございませんか。
このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

今月のトピック：「年金受給を家族信託で任せることができるのか？」



認知症になった後も、年金の受給や受給したお金の管理をご家族に任せて、ゆくゆく施設入所費用や、
自分の生活費に充てて貰いたい…今話題の家族信託で、こういったことは対応できるのでしょうか？



年金受給権というのは、社会保障制度の一環で、その該当者にのみ請求することを認められた権利（一身専
属権）ですので、権利自体を信託財産として任せることはできません。他に一身専属権というのは、生活保護
受給権や資格・免許が代表例です。つまり、自分が受け取れるべき年金受給の権利をだれか人に渡してしまう
ということができず、年金を受け取るということ自体の請求は、本人の意思で行いましょうということです。
そのため、年金事務所の運用では、年金受給者自身の口座でないと年金受給の送金ができないという運用
になっています。

では、認知症対策としてはどうすれば良いか…従来からある委任契約・任意後見契約で認知症になった場
合にだれかに任せる対策を立てたり、信託と銀行の自動送金サービスの併用をするという方法で解決してい
くことが多いです。



当事務所主催「不動産業者様向け 今から始める家族信託入門セミナー」を 開催し、多くの方にご参加いただきました



9月10日（月）、10月1日（月）に当事務所主催「不動産業者様向け今から始め
る家族信託入門セミナー（第1回・第2回）」を阿倍野市民学習センターにて開催し、
30名程の不動産関連業者の皆様にご参加いただきました。

司法書士から家族信託の基本と活用事例のお話をさせていただき、参加者の皆様でも
事例を基にお考え頂きました。

第3回目も11月に予定しておりますので、
少しでも多くの皆様に“家族信託”という方法も
知っていただき、少しでも円満な財産の承継、
財産管理を実現していければと願っております。



やなぎ総合法務事務所では、家族信託の設計・サポートを行っております。

認知症対策や相続対策・事業承継をお考えのお客様は、家族信託を活用することでより有効な
解決手段を見つけることができる可能性があります。ご興味のあるお客様は、是非当社へご相談下さい。